

支えあい、助けあい

・・・福祉のコミュニティづくり

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人

小樽市社会福祉協議会

目 次

	ページ
はじめに -----	1
主な事業・活動	
[1] 地域福祉活動の推進	
1. 小地域ネットワーク活動 -----	2
2. 在宅サービス事業の実施 -----	2
3. ふれあい相談事業の推進 -----	3
4. 小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の推進 -----	4
[2] 指定管理	
1. 総合福祉センターの管理運営 -----	4
[3] 生活困窮者自立支援	
1. 生活困窮者自立支援事業 -----	4
2. 緊急生活救援資金等の貸付事業 -----	5
3. 生活困窮者等への物資支援事業 -----	6
4. 子育て家庭支援事業 -----	6
[4] 権利擁護事業の推進	
1. 相談事業 -----	7
2. 成年後見事業 -----	7
3. 権利擁護事業 -----	8
4. 普及・啓発事業 -----	8
[5] 介護保険事業の推進	
1. たんぽぽ介護事業所 -----	9
2. 銭函デイサービスセンター -----	10
3. 小樽市中部地域包括支援センター -----	11
[6] ボランティア・市民活動の推進	
1. ボランティア・市民活動センターの運営 -----	13
2. 点字図書館の管理運営 -----	14
[7] 社会福祉法人等との協力・連携	
1. 生活支援委員会 -----	15
2. 福祉のしごと委員会 -----	16
3. 地域づくり委員会 -----	16
[8] 関係団体等の支援 -----	16
[9] 困窮世帯等の支援 -----	17
[10] 共同募金運動への協力 -----	17
[11] 会務の運営等 -----	17

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に翻弄されたなか、本会にとって、地域福祉活動などを推進していく上で、大変厳しい一年となり、あらためて、社協の使命・役割などを再確認するとともに、地域とのつながりの再構築を考え直す良い機会となりました。

昨年、本会が行った事業のうち、通所や訪問などの介護保険事業については、コロナ禍での利用控えなどの影響により、厳しい経営状況に陥り、本会の中心として事業展開していた地域密着型通所介護事業所については、今後の方向性を検討する委員会を設置し、協議を進めているところであります。

また、児童館・児童センターについては、令和4年度からの市の指定管理業務に応募いたしましたが、残念ながら落選となり、昭和47年から築き上げた児童福祉業務から撤退することとなりました。

さらに、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい運動、寄付金などの収入についても、コロナ禍の影響を受け減少したため、本会の助成金を頼りに活動をしている関係団体等にも、影響を及ぼし、少なからず活動の縮小が強いられることとなりました。

一方、地域社会に目を向けると、コロナ禍による生活ニーズの拡大・顕在化が著しく、経済活動の自粛に伴う失業や減収等で生計の維持が困難になる方が急増しました。

また、外出や他者との交流の機会が失われたことによる高齢者や障がい者の社会的孤立等、問題は一層深刻化しており、今まさに、「小樽市地域福祉計画」に示す「地域の人々が支え合い、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現」が求められております。

本会としましては、コロナ禍における現状等を踏まえ、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた活動の在り方を模索する中で、民生委員児童委員、ボランティア、事業者をはじめ多様な主体とのつながりを強め、これまで以上に厳しさが増しているこれらの複雑・複合化した地域生活課題に対し、解決に向けて取り組んでまいります。

主な事業・活動

[1] 地域福祉活動の推進

1. 小地域ネットワーク活動

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすために、保健・医療・福祉の専門機関による支援を行うだけでなく、地域が持つ支え合いの力を最大限に活用することが重要な課題とされています。本事業では、「地域住民が相互に支え合える環境」を整えるための支援を行います。そのために、さまざまな場所に出向き、市内で行われている小地域ネットワーク活動についてはもちろん、市内外を問わず多様な団体の活動についても情報を収集・発信します。

新型コロナウイルス感染拡大が続くなか、多くの団体が活動を休止、または規模を縮小せざるを得ない状況が継続する可能性が考えられ、高齢者の身体活動の低下による要介護状態の発生や、地域とのつながりが途絶えることが懸念されています。昨年度に制作した、自宅でも地域活動の最新情報を得ることができるスマートフォン用アプリケーションを通じ、高齢者の生活支援や、新しい生活様式に対応した様々な情報の発信に努めます。

- (1) 地域住民による支え合い活動の支援
- (2) 小地域ネットワーク活動等の情報収集・発信(社協日より、本会ホームページ、SNS、アプリ等)
- (3) 地域活動に活用できる助成制度の紹介
- (4) アプリケーションの運営及び活用

2. 在宅サービス事業の実施

地域のボランティアや民生委員児童委員等にご協力をいただき、高齢者、障がい者をはじめとしたサポートを必要としている人々の日常生活を支援するため、次の事業を実施します。

(1) 小樽市独居高齢者等給食サービス事業

小樽市から受託し、65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等に週1回、安否確認を兼ねてお弁当をお届けします。栄養のバランスが取れたお弁当を届けることで、利用者が住み慣れた地域で少しでも安心して暮らせるよう支援します。

① 配食方法

a. ボランティアによる配食

利用者宅の近隣にお住まいの方に配食していただくことで、地域の中で支え合いネットワークが構築されます。

b. 配食拠点による配食

商店や会館等が配食の拠点となり、近隣に住む利用者がお弁当を自ら引き取りに行くことで拠点での安否確認ができるとともに、拠点のボランティアや利用者同士で交流する機会を設けることができます。

※ ボランティアによる配達時に応答がない場合や、利用者が配食拠点へ来られなかった場合は、本会が直接訪問又は緊急連絡先等への問い合わせなどにより利用者の安否確認を行います。

② 配食関係者交流会

町会関係者や民生委員児童委員、開催地域の住民などを広く対象とし、給食サービス事業の周知や配食ボランティアへの参画の提案、地域の中での助け合い、支え合いの大切さを伝え、本事業をとおして市内各地域で助け合い、支え合いの輪が広がることを目指し交流会を開催します。

(2) 福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業

冬期間の暮らしの安全確保を目的に、高齢、身体障がいなどにより除排雪が困難な低所得世帯の方を対象とし、民生委員児童委員や除雪ボランティアの協力を得て、下記の事業を実施します。

① 福祉除雪サービス事業

歳末たすけあい義援金と小樽市からの補助金を財源に、玄関先から公道までの幅1m程度の生活路や雪でふさがったストーブの排気筒、割れるおそれのある窓等の危険な箇所を、1世帯につきひと冬に3回まで除排雪を行います。

② 屋根雪下ろし助成事業

小樽市の補助金を受け、ひと冬に1回、10,000円を上限に住宅の屋根雪下ろし費用を助成します。

財源の一部である歳末たすけあい義援金が減少していることから、行政を含め、事業の在り方について検討を進めます。

上記(1)、(2)いずれの事業も、関係機関等で構成する運営委員会を開催し、適正な事業の実施を図ります。

3. ふれあい相談事業の推進

家族や生活のこと、各種福祉制度について等、日々の暮らしの中のさまざまな相談をお受けいたします。相談員が関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けて支援します。

4. 小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の推進

「第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画」の基本理念に基づき、市内各地域における「地域生活課題」の把握や各施策について、行政部局や事業者等と連携し、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりを進めていきます。

[2] 指定管理

1. 総合福祉センターの管理運営

小樽市指定管理者として、法令等に従い、小樽市総合福祉センターの適正かつ効率的な管理運営を行います。

※ 点字図書館については別掲（14ページ）

(1) レクリエーション等の支援（老人福祉センター）

囲碁、将棋、カラオケ、健康マージャン等のレクリエーションや各団体のサークル活動等については、今後の感染状況を踏まえ、適切なレクリエーション支援に努めます。

また、毎週2回入浴日（火曜日・金曜日、料金1回100円）を設け、多くの方に利用していただきます。

(2) ボランティア団体・福祉関連団体等に会議・研修の場所を提供します。

(3) 施設・設備の点検、整備

利用者の安全と非常時の災害に備えるため、施設・設備の点検や緊急通報体制を整備するとともに、関係機関と協力しながら消火訓練等を行います。

(4) 福祉バスの運行

福祉関係団体等利用者の生きがいくつくりと社会参加の促進を図るため、小樽市福祉バスを運行します。

※ 大型バス（利用定員50名） マイクロバス（利用定員20名）

[3] 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援事業

生活保護を受給せず、生活全般において困りごとを抱えている方への支援を目的に、全国一律で行われている事業です。

小樽市においては市が主体となっていますが、本会では生活困窮者自立支援事業の

必須事業である自立相談支援事業と就労支援事業を小樽市から受託し、対象となる方の就労相談やその他の自立に関する相談、事業利用のためのプランの作成等を行い支援します。

2. 緊急生活救援資金等の貸付事業

貸付事業は、低所得世帯等の複雑多様化するニーズに対し、必要な資金を貸し付けることにより経済的自立と生活意欲の向上を図るとともに、地域で安定した生活を送ることができるようにすることを目的としています。

(1) 緊急生活救援資金貸付事業

小樽市在住の市民で、やむを得ない不時の緊急出費に困窮する世帯を支援する目的で貸付けします。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は5万円。
- ② 1万円を超える貸付けの場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大10回まで。

(2) 生活困窮者自立支援資金貸付事業

小樽市が行う「生活困窮者自立支援事業」の対象となっている世帯に対して、生活費等を支援する目的で貸付けします。

[事業の概要]

- ① 貸付金額の上限額は10万円。
- ② 3万円を超える貸付けの場合は、連帯保証人を要します。
- ③ 償還回数は貸付金額により最大20回まで。

(3) 生活福祉資金貸付事業等（道社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。（この貸付制度は厚生労働省の要綱等に基づき運営しています。①～④）

[主な貸付け]

- ① 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)
失業時における生活再建までの間の生活費の貸付け
- ② 福祉資金(福祉費・緊急小口資金(被災時特例を含む))
日常、自立生活に活用するために必要な経費の貸付けや緊急かつ一時的困窮世帯への小口貸付け

③ 教育支援資金(教育支援費・就学支度費)

高等学校、大学、高等専門学校への入学、就学に必要な経費の貸付け

④ 不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

高齢者世帯、要保護の高齢者世帯に対し、居住している不動産を担保に将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付け

⑤ 特別生活資金(冬期生活資金)

燃料費など冬期の生活を確保する支援を必要とする世帯に対し、特別生活資金の貸付け(実施期間：10月～3月末)

3. 生活困窮者等への物資支援事業

物資支援事業は、生活困窮世帯に対して、必要な物資を提供することにより生活危機を緊急的に回避するとともに、経済的自立の促進を目的としています。

(1) 生活困窮者物資支援事業

歳末たすけあい義援金を財源に、緊急かつ一時的に生活物資が不足し生活危機に直面している生活困窮者自立支援世帯に対して、食料や灯油等の生活物資を提供します。併せて、経済的な自立に向け求職等の活動をしている生活困窮者自立支援世帯に対し交通費等の支援をします。

(2) 生活困窮者支援物資協力事業

社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたるが実施する生活困窮者支援物資協力事業に参画し、要請があった相談支援機関等に対して、保管する支援物資を提供します。

4. 子育て家庭支援事業

本事業は、愛情銀行への寄付金を財源に、生活に困窮する子育て家庭に対して必要な物資や資金を給付することにより子育て家庭の子どもが健やかに育まれることを目的としています。

(1) こうのとりプレゼント

乳幼児を養育する世帯に対して、おむつ、ミルク及び離乳食等当該子どもの養育に必要な物資を提供します。

(2) 進学等応援資金

子どもの小学校、中学校、高校等への入学及び就学に係る資金や特別活動及び課外活動に係る資金に困窮している世帯に対して、必要と認める資金を給付します。

[4] 権利擁護事業の推進

北後志6市町村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）に居住する、認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力に欠ける方及び判断能力が不十分な状態にある方を対象に、生活全般における法律的な援助や福祉サービス等の利用援助を行い、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援します。

行政機関や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、民生児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、福祉サービス事業者等と密接な連携をとりながら事業を進めます。

1. 相談事業

本人や親族、金融機関、行政、福祉サービス事業者など関係機関等から相談を受け、成年後見事業や日常生活自立支援事業をはじめ、あんしんサービス事業等、本人にとって適切なサービスにつなげるよう支援します。

2. 成年後見事業

認知症等により判断能力に欠ける又は不十分な状態にある方を対象に、財産管理、福祉サービスや病院・施設の入退所など生活全般の支援（身上保護）に関する契約等の法律行為を援助するとともに、制度の利用促進に向けた事業を実施します。

(1) 市町村長申立て手続に関する支援事業

北後志圏域6市町村の成年後見制度に係る市町村長申立て事案について、市町村と連携を図りながら事務手続の実施及び支援を行います。

(2) 法人後見事業

本会が法人として成年後見人等となり、後見業務（財産管理・身上保護）を担います。

業務の実施にあたっては、身上保護を福祉的観点で捉え、ご本人が安心して生活できているかを定期的に確認し、関係機関と連携しながら支援します。

(3) 市民後見人の養成事業

後見業務を担う市民後見人の育成と知識と技能の向上を図り、家庭裁判所と連携し複数後見や個人受任できる体制を構築することで、本人により良い支援ができるよう努めます。

また、日常生活自立支援事業の生活支援員で担当を持った経験のある生活支援員に市民後見人養成講座を受講してもらい、その活動を通じて資質、技能等を培い、市民後見人に登用することで、ニーズに見合った市民後見人の確保に努めます。

(4) 権利擁護支援と地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

小樽・北しりべし成年後見センターが中核機関となることを想定し、中核機関の広報、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能を中心とした課題の整理と取組の策定について、6市町村、関係機関（家裁）と協議し、権利擁護支援の強化を図ります。

3. 権利擁護事業

判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭等の管理を支援するため、北海道社会福祉協議会委託事業である「日常生活自立支援事業」、本会事業である「あんしんサービス事業」により、本人が必要とするサービスを提供します。この事業を担う人材（生活支援員）の育成に努めます。

(1) 福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談及び手続等を支援します。

(2) 日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金や公共料金等日常生活に必要な費用の支払い、預貯金の出入金等を支援します。

(3) 書類預かりサービス

年金証書や預貯金通帳等大切な書類を管理します。

(4) 生活支援員の研修会の実施

日常生活自立支援事業を担う生活支援員の養成と資質向上を図るため、ケースの検討や利用者に関係する制度等の理解を深めるための研修会を開催し、利用者のニーズに応えるサービスを提供できるよう努めます。

4. 普及・啓発事業

権利擁護推進のため、制度の周知、活用が図られるよう、北後志6市町村で勉強会等を開催します。

また、民生児童委員協議会や総連合町会、介護支援専門員連絡協議会などの団体の定例会等において、制度の普及啓発を図り、後見等の案件の潜在的ニーズの把握に努めます。

[5] 介護保険事業の推進

1. たんぽぽ介護事業所

(1) 訪問介護事業及び障がい者居宅介護事業

介護分野においては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」などの改革が進められています。

このことから、訪問介護事業等は将来を見据えた適確な対応が求められており、地域の関係機関と連携を図りながら、事業の推進体制を整備するなど経営基盤の強化に努め、利用者が安心して自立した日常生活を営むことができるように、各々の心身の状況に応じた身体介護と生活援助等のサービス提供を行い、介護予防や自立支援等に向けた事業を実施します。

① 事業の推進体制の強化等

利用者への適切な介護や多様化するニーズに応えるため、訪問介護員の資質向上を図る研修会を実施し、サービス提供責任者の充実や訪問介護員の派遣体制の整備を図るなど推進体制の強化に努めるとともに、事務事業の効率化を推進するなど経費の削減に努めます。

② 障がい者福祉サービス事業の実施

身体、知的、精神障がい者への居宅介護に当たっては、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう、それぞれの立場に立った適正なサービス提供に努めます。また、「同行援護」や小樽市の委託事業である地域生活支援事業の「移動支援」サービスを提供し、生活の質を高めるよう努めます。

③ 利用料減免の実施

低所得者の利用料の減免を実施し、利用者の負担を軽減することにより、サービスの利用促進を図ります。

④ 訪問介護事業所相互の連携及び情報収集

小樽市訪問介護事業所連絡協議会をとおして訪問介護事業所相互の連携を図るとともに、国や地方自治体が計画する介護制度の改正等についての情報を収集し、事業所の適切な運営に努めます。

(2) 居宅介護支援事業

介護保険の給付サービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望、ご家族の意向に応じたケアプランを作成します。関係機関、多職種と連携を取りながら、より良い在宅福祉の充実に努めます。

① 自立支援に向けたケアプランの作成

要介護と認定された利用者に対して、より質の高いきめ細やかなケアプランの作成に努めるとともに、自立支援に向けた適切なサービス提供ができるよう医療との連携や関係機関と連絡調整を図ります。

② 訪問活動と関係機関との連携

利用者の状況を適切に把握するため、訪問活動を積極的に行うとともに、サービス担当者会議等をとおして関係機関と連携を図ります。

また、困難な課題等については地域包括支援センター及び関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。

③ 認定調査の実施

小樽市及び他市町村から委託される認定調査を引き続き行います。

④ 委託事業の実施

他市町村の地域包括支援センターから委託される介護予防ケアプランの作成業務を行います。

⑤ 居宅介護支援専門員相互の交流

小樽市介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センターのほか、市外の関係機関が開催する研修会及び交流会等へ参加し、他事業所の介護支援専門員との交流を深めるとともに情報交換を図り、地域福祉の充実、自らの資質向上に努めます。

また、事業所内においても情報交換やプラン検討会議を定期的に行うことで、知識や見識を広め自己研鑽を図ります。

⑥ おたるワンチームへの協力

ICTツールを使用し、医療・介護の多職種連携を行っている「おたるワンチーム」に、当事業所も参加しています。今年度も利用者の「現在の生活の延伸」「ADLの改善」「安らかな看取り」を図れるように、医療・介護の連携を強化していきます。

また、「おたるワンチーム・ユーザー会議」に参加し、知識の向上を図ります。

2. 銭函デイサービスセンター

小樽市の高齢者数（65歳以上）及び介護保険認定者数は増加傾向にあり、高齢者の増加率を上回る伸び率で介護保険認定者数が増加しています。銭函地区も同様に高齢化率が高く、高齢化が顕著になっています。

介護保険制度では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における住まい・医療・介護・予防・生活支援サ

サービスの関係機関で連携を図り、一体的に提供できるサービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

このような状況下、地域密着型通所介護事業所として、要介護認定者等の自立度に基づき、関係機関との連携及び運営推進会議の開催等による運営の透明性の確保が求められています。利用者の心身機能及び生活機能の維持・向上、社会参加の促進、家族の介護負担軽減を図りながら、地域に密着したサービスの提供に加え、認知症高齢者や中重度高齢者等を積極的に受け入れ、在宅福祉の充実に向けた事業展開を行います。

① 地域に密着したサービスの提供

運営推進会議を定期的に行い、地域の方々と連携しながらサービスの質の強化を図るよう努めます。

② 関係機関との連携と自立支援

利用者及び家族の多種多様なニーズに対応するため、地域密着型通所介護計画等を立案し、関係機関と連携を図りながらサービスの提供を効果的に行い、利用者の自立支援に繋がるよう努めます。

③ サービス提供内容や認知症介護の充実

利用者の要介護度の改善に向けたサービス提供内容の充実と認知症予防及び進行抑制等の介護に努めます。

④ 個別的なサービス提供

利用者の多種多様なニーズに対応するため、高齢者の尊厳を保持しながら個別にサービスを提供します。

⑤ 地域交流の促進

利用者と地域の人々が触れ合う機会を設け、地域との交流を促進します。

⑥ 実習生の受入れ

介護職員初任者研修及び介護・看護体験実習等に係る実習生を受け入れ、福祉・医療・教育関係等の人材育成の一助となるよう努めます。

⑦ 職員のサービス向上

施設内外の研修等への参加を促し、職員のサービス向上に努めます。

3. 小樽市中部地域包括支援センター

高齢化が進む小樽市において、高齢者を含む地域住民同士が支え合いながら自分らしく生活できる地域共生社会の実現に向けて、高齢者が持つ福祉課題や生活課題を共に考え、その解決に向けて専門職として適切に業務を遂行します。また、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱える家庭への支援に向け、関係機関との一層の協力体制の構築に努めます。在宅医療介護連携支援センター、生活支援

コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の業務が連動し、機能強化されたセンターとして事業を行います。

① 総合相談・支援事業

高齢者の一人一人が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援方法を導きながら、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる「ワンストップサービス」の拠点として関係機関等と適切な連携を図ります。

② 権利擁護事業

高齢者虐待の未然防止と早期発見のため、地域住民や関係機関と情報を共有しながらアウトリーチし、課題を把握します。

また、成年後見センター、消費者協会等関係機関と連携し、高齢者に対する権利侵害の防止や対応策についての協議、権利行使の支援を行います。

③ 介護予防事業

高齢者が介護の必要な状態になることを予防し、健康の保持増進のための支援を行うとともに、介護を要する状態となっても、できる限り居宅で自立した生活を営めるようサービスを調整します。

新型コロナウイルス感染予防に取り組みながらも地域版介護予防教室をサポートが実施できるよう取り組みます。地域版介護予防フェアでは、今年12回目となる「ほたる縁日」を開催予定とし、皆様に介護予防に関心を持っていただけるよう周知します。また、独自事業である「楽笑体操教室」を定期的で開催し、オンライン参加やライブ配信にも取り組みながら介護予防について市民に広く周知します。

④ 包括的支援事業

従来の主任介護支援専門員、介護支援専門員、施設職員を対象とした研修会の開催については、オンラインに切り替えることも検討して知識技術向上やケアマネジメント向上に努めます。ケアマネジメントに関する相談を受け、利用者様が適切にサービスを利用できるよう調整いたします。

⑤ 認知症対応事業

「認知症サポーター養成講座」や認知症についての研修会等を引き続き実施し、認知症についての理解を深めていただくよう取り組みます。

認知症地域支援推進員による「歩こう会」(チームオレンジ)はボランティアの方と協力し若年性認知症の方が生き生きとした暮らしを送れるような活動を実施します。

平成28年10月に発足した「認知症初期集中支援チーム」についても、認知症の方を早期発見・支援できるようチーム医と連携し対応します。

圏域内で活動している認知症カフェが順調に運営できるよう支援します。

⑥ 生活支援体制整備事業

第2層生活支援コーディネーターとして第1層生活支援コーディネーターや小樽市と連携・協働し、社会資源や地域の状況を把握していきます。

他市町村の取り組みを知ることでこの地域に必要なことを把握して取り組みに活かします。オンラインの活用により参加の形も多様化していますが、各種研修会へ積極的に参加し、資質向上に努めます。

「地域ケア会議」は個別ケースの課題を解決するために、地域の社会資源やニーズの把握に努めるとともに、ニーズの受け皿となる住民全体サービスの体制整備を検討します。

⑦ 在宅医療介護連携支援事業

「おたるワンチーム」に登録し、医療機関に入院されている方が在宅生活へ円滑に戻るよう連携を強化します。高齢者の「現在の生活の延伸」「ADLの改善」「安らかな看取り」を円滑に図れるよう対応します。

⑧ その他

研修会・勉強会への積極的な参加を継続し、職員のスキルアップに努めます。

「小樽スーパービジョン研修会」を定期開催し、専門職の支援と資質向上に寄与します。

随時ブログの更新を行い、グループホーム等施設の空き情報やイベント・介護予防についての情報発信を行います。

また、市内中心部に位置する特性を活かしたイベント等を充実させ、市民の参加を促すことにより、センターの役割を広く周知するよう努めるとともに、顔の見える関係づくりのため情報発信（ブログ）、広報誌の発行に加えLINEを活用し、住民の方へ適宜情報発信し関係強化に努めます。

少子高齢化に備えて福祉分野の人材を確保するため、実習生を積極的に受け入れ後進の育成に努めます。

社会情勢の変化により生じる地域課題に幅広く対応していくために、ニーズに応じた資源開発や事業活動を企画し、展開できるよう柔軟に取り組んでいきます。

[6] ボランティア・市民活動の推進

1. 小樽市ボランティア・市民活動センターの運営

小樽市ボランティア・市民活動センターでは、本年度も市内のボランティア・市民活動団体、学校等と協働し、以下の各種事業に取り組みます。

(1) ボランティアの相談、登録及び紹介

- ① ボランティア活動希望者やボランティア団体の相談対応及び登録業務
- ② 登録者とボランティアニーズのマッチング

(2) ボランティアの育成及び普及・啓発

- ① たるCAN！アプリを活用したボランティアポイント制度の実施
- ② 福祉教育を目的とした出前講座の実施(小中学校の総合的な学習の時間への協力)
- ③ 各種ボランティア講座、清掃活動等の開催
- ④ ボランティア協力指定校と連携したイベント等の開催
- ⑤ ボランティアセンター情報の発行
- ⑥ SNS等を通じた定期的な情報発信

(3) ボランティア・市民活動に必要な調査、研究

- ① 他市町村のボランティア・市民活動センターとの連携
- ② 職員の資質向上のための研修会参加

(4) ボランティア・市民活動団体への協力及び支援

- ① 小樽市ボランティア・市民活動団体助成事業の実施
- ② ボランティア活動推進のための物品の貸出(車椅子、高齢者擬似体験セット、視聴覚機器、レスキューキッチン等)

(5) ボランティア・市民活動関係団体との連携及び連絡調整

- ① 小樽市ボランティア・市民活動センター登録団体への協力及び支援、他団体との連携

(6) ボランティア保険の取扱い

- ① 保険加入・請求手続き事務及び周知

(7) その他ボランティア・市民活動に必要な事業

- ① 小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

2. 点字図書館の管理運営

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって、読書が困難な方の社会参加の促進に寄与するため、ニーズを的確にとらえ、ボランティアと連携し、図書の整備及び最新情報の収集・発信を図ります。

また、全国の視覚障がいをもつ方々への情報提供施設として、点字図書及び録音図書の貸出しや、図書を制作するボランティアの養成などの事業を推進します。

- (1) 図書整備
点字図書・録音図書等の整備を図ります。
- (2) 視覚障がい者情報総合ネットワーク（サピエ）の利用
本館に所蔵していない図書の貸出し希望等があったときは、「サピエ図書館」を利用したサービスを提供します。
- (3) ボランティアの養成
点字図書製作・録音図書製作のボランティア養成講座や、必要に応じて点訳や音訳の技術講習会を開催します。
- (4) プライベートサービス事業
利用者の求めに応じて、日常生活において必要とする生活関連資料や、個人利用に限定される図書の点訳及び音訳を行います。
- (5) 各団体等からの依頼への対応
小樽市の各部署から依頼される広報誌(広報おたる・市議会だより)やパンフレットなどのほかに、視覚障がい者団体から依頼されたものの点訳及び音訳を行います。
また、視覚障がいをもつ方々のために、必要と思われるものの点訳及び音訳を行います。
- (6) 点字図書館のPR
より多くの小樽市民の方に、点字図書館の機能や役割を知ってもらうため、PR事業を企画し実施します。

[7] 社会福祉法人等との協力・連携

小樽市内の社会福祉法人等17団体が参加し発足した社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」の一員として、他の社会福祉法人等と協力・連携し、地域貢献事業を進めます。

前年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関する研修会等、少数の事業のみ行いましたが、本年度も感染予防を図りながら、同懇話会で実施する各種事業に参加し、地域福祉の推進に当たります。

同ネットワークでは次の3委員会を設け、事業を実施しています。本会も主に福祉のしごと委員会及び地域づくり委員会に参画し、各種活動を行います。

1. 生活支援委員会

各法人の相談支援窓口等で対応している相談者のうち、経済的に困窮し、主に食料品を求めている方に対し、迅速に必要な物資を提供することにより、当該相談者の生活を支援する事業を継続して実施します。本会では、カップ麺、缶パン、アルファ米等を用意し、供給体制を整えています。

2. 福祉のしごと委員会

社会福祉法人を広く地域の方々に知っていただくための広報活動を行うとともに、近年確保が困難になってきている福祉・介護関係の人材養成等を目的に、教育機関への出前講座や福祉・介護分野の業務に関わる体験研修などを企画・実施します。

3. 地域づくり委員会

地域で顕在している課題への対応はもとより、潜在化している課題を掘り起こし、適切な専門職や機関・団体等につなぎ、当事者が抱えている問題を解決する仕組みをつくるため、各法人の相談職を中心とした職員レベルの連携を強化する事業を企画・実施するとともに、早期に課題を発見できる地域体制のあり方などを引き続き検討します。

[8] 関係団体等の支援

地域で行っている様々な福祉活動をとおして、福祉コミュニティづくりの推進を図るため、赤い羽根共同募金助成金、歳末たすけあい義援金及び北海道社会福祉協議会助成金等を活用し、各関係団体等の活動を支援します。

① 高齢者福祉活動

小樽市老壮大学、小樽市老人クラブ連合会等への協力、支援

② 児童青少年育成福祉活動

各町会(子どもの遊び場保守費支援事業)への支援

③ 町会活動

小樽市総連合町会、各町会への協力、支援

④ 地域福祉活動

小樽市民生児童委員協議会への協力、支援

⑤ 障がい福祉活動

障がい者通所施設への協力、支援

[9] 困窮世帯等の支援

歳末たすけあい義援金及び愛情銀行への寄付金を財源に、様々な理由により支援が必要な方たちに対応します。

- ① 災害遺児家庭に対する支援
災害(交通、労働、海難、火災等)で親を亡くされた児童への支援
- ② ひとり親家庭等に対する支援
ひとり親家庭等(児童扶養手当全部受給、特別児童扶養手当受給の非課税世帯)及び子ども食堂等への協力、支援
- ③ 生活困窮者に対する支援(再掲(6ページ))
生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への物資支援(食料品・飲料・防寒着等の緊急支援として必要最小限の物品の給付)
- ④ 子育て家庭に対する支援(再掲(6ページ))
生活に困窮する子育て家庭への物資支援、資金給付(このとりプレゼント・進学等応援資金)

[10] 共同募金運動への協力

共同募金運動は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の定める期間内に全国協調で行われます。寄せられた募金は本会の事業や市内の福祉団体、ボランティア団体等に助成され、地域福祉を推進する財源として広く利用されています。

特に、歳末たすけあい運動では、本会が小樽市共同募金委員会から助成を受け、見舞金贈呈事業や福祉除雪サービス事業等を行っております。

これらの募金活動を実施している小樽市共同募金委員会の事業運営に協力します。

- ① 赤い羽根共同募金運動(募金実施期間 10月1日～12月31日)
- ② 歳末たすけあい運動(募金実施期間 12月1日～12月31日)

[11] 会務の運営等

1. 理事会、評議員会等の開催及び監査の実施

(1) 理事会開催月日及び主な予定議案

- ① 令和4年5月20日 令和3年度事業報告及び決算報告等
- ② 令和4年12月9日 共同募金財源による事業案等
- ③ 令和5年3月10日 令和5年度事業計画及び予算案等

(2) 評議員会開催月日及び予定議案

- ① 令和4年6月17日 (定時評議員会)
令和3年度事業報告及び決算報告
- ② 令和4年12月23日 共同募金財源による事業案等
- ③ 令和5年3月24日 令和5年度事業計画及び予算案等

* 上記のほか、必要に応じ随時開催

(3) 評議員選任・解任委員会 必要に応じ随時開催

(4) 監事監査 四半期ごと又は必要に応じ随時

2. 定款及び諸規程の整備、適正な運用

3. 地域福祉活動計画の実行

4. 役員、評議員の研修の実施

5. 職員研修の実施

6. 会員の拡充

7. 相談援助実習生の受入れ(社会福祉士資格取得等のための現場実習)等

8. 各種研修事業への協力及び支援

9. 社協だより及びホームページ等による情報提供

10. 北海道社会福祉協議会及び小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会等との連携